平成25年第4回江北町議会(臨時会)会議録															
招集年月日		平成2	5年8	8月8	3 日										
招集場所	江 北 町 議 場														
開散会日時及び宣言	開会閉会	平成平成						F前 9 時 F前10時17分		議	長	武富		久	
応 (不応) 招議 員及び出席並び	議席番号		氏 名			出欠		議席		氏	名	名		出欠	
に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	1	田	中	宏	之	(\supset	6	吉	畄	隆	幸	(\circ	
	2	大	喂	敏	弘	(\supset	7	土	渕	茂	勝	(\bigcirc	
〇 出席	3	井 .	Ŀ	敏	文	(\supset	8	古	賀		戍	(\bigcirc	
× 欠席△ 不応招	4	坂	井	正	隆	(\supset	9	西	原	好	文	(\bigcirc	
▲ 公務出張	5	池	田	和	幸	(\supset	10	武	富		久	(\bigcirc	
会議録署名議員	8番 古 貧		¥	戍	戍 9		西	原好	文	1番	番田中		宏之		
	町	長	田	中	源	_	0	町民	課 長	平	Щ	智	敏	0	
地方自治法	副町	「 長	Щ	中	秀	夫	0	環境	課長	谷	П		学	0	
第121条により	教育	· 長	赤	坂		章	0	産業	課 長	川夕	人保	義	文	0	
説明のため出席	総務企	画課長	相	原		守	0	教育	課 長	小	林		孝	0	
した者の職氏名	建設	課長	柴	田	敏	彦	0	会計	室 長	田	中	盛	方	0	
	福祉	課長	北	島		博	0	こども応	援課長	鶴	崎	智	子	0	
職務のため議場に出席	議会事	務局長	武	富	利	夫									
した者の職氏名	書	記	古	賀	ケイ	子									
議事日程	別紙のとおり														
会議に付した事件	別紙のとおり														
会議の経過		別系	氏のと	とおり)										

議事日程表

▽平成25年8月8日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第39号 土地の取得について

日程第4 議案第40号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第3号)

午前9時 開会

〇武富 久議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第4回江 北町議会臨時会は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

〇武富 久議長

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において古賀戍君、西原好文君、 田中宏之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

〇武富 久議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ただいま議案第40号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3~第4 議案第39号~議案第40号

〇武富 久議長

日程第3. 議案第39号から日程第4. 議案第40号まで一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。

〇議会事務局長(武富利夫)

(朗読省略)

〇武富 久議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。田中町長。

〇町長(田中源一)

おはようございます。それでは臨時議会の議案の提案理由の説明をいたしたいと思います。 議案第39号 土地の取得について。

今回の土地の取得は、上小田町営住宅の建てかえに必要な土地の面積6,941平方メートル、 筆数9筆、契約金額の総額3,816万3,900円で、既に仮契約を行った土地の所有者4名に係る ものでございます。

議案第40号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第3号)について。

一般会計の補正額は541万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を42億8,563万6千円とする ものです。

今回の補正予算は、法人町民税の確定申告に伴い、予定納税された法人税割額の歳出還付 金及び保育園給食調理室の空調機故障に伴う改修工事を補正予算に計上いたしております。

歳出補正予算として、1. 法人町民税還付金435万7千円、2. 保育園給食調理室空調機 改修工事105万5千円となっております。

なお、今回の補正予算の財源といたしましては、平成24年度決算による繰越金であります。 以上、提案理由の説明といたしたいと思います。

〇武富 久議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3 議案第39号

〇武富 久議長

日程第3. 議案第39号 土地の取得についてを議題といたします。

質疑を求めます。1番田中君。

〇田中宏之議員

おはようございます。私は今回、この岩屋団地の建てかえですか、町営住宅の建てかえには毛頭反対しませんし、賛成をいたしております。ただ、今回、この土地の取得について、ちょっと理解できないところがありますので、何でこの6月議会では5名と契約をして、この一団地をしたいということでお話を伺っていますけど、今回、この1名だけ順次契約というか、仮契約の話も進んでいないところで、どうしてこんな臨時議会まで開いて支払いをしなくちゃいけないのか、その辺をもう少し詳しく説明をお願いします。

〇武富 久議長

山中副町長、答弁を求めます。

〇副町長(山中秀夫)

おはようございます。では、田中議員の御質問にお答えをいたします。

住宅をつくる際には、工期というのがずっとありまして、計画どおりに進んでいくような計画を立てておりました。そういう中で、用地取得が一番最初に来るものですから、早急に用地を買収したいということで、6月には全部、5名の方の用地の仮契約をして議会にかけたいというのが一番当初の考えでございました。ところが、実際、用地交渉しました中で、若干おくれた部分がありまして、今のところ4名の方が仮契約ができていると。そして、一番初めに契約をしたのが、ことしの4月30日しております。そういう中で、4月30日された方については、もう相当数たっていますし、仮契約をする中で、本契約になっていないものですから、支払いができないと。大体普通の民間でも言いますように、支払いを正月とか盆とか言いますけれども、こういうふうに長くなって、しないといけないということと、ただ、ここの面積、図面があると思いますけれども、この中の用地の中で、建物も設計統合していくわけですけれども、建物の建てるところについては、用地の契約ができたというふうなことから、あとの分については、今交渉中で、内容的にはある程度理解をしてもらっていまして、若干手間取っているというふうなことでございます。

ですから、4名様の分だけをして、早目に用地の買収をし、そして盛り土をして、圧密沈下も安定のあるような盛り土をして、そして早目に工事設計にかかりたいと。ですから、用地買収が済んだら、すぐ基本設計、それから実施設計と続けていくわけですけれども、実際これも結構時間がかかるものでして、やっぱり用地のほうがさばけてからということで思っ

ておりましたので、9月の議会までにしたら間に合うかもしれませんけれども、契約者の方に対しての早期支払いと、そして工事等の早期着工を考えたときに、臨時議会でもしたほうがいいというふうな結論になりましたものですから、きょうお願いをしているところでございます。

〇武富 久議長

1番田中君。

〇田中宏之議員

早期にした人が4月ぐらいで、盆ぐらいに払ってやりたいという、そういう気持ちはわかります。ただ、この地図ですね、建物が建つところには関係ない地ということで、副町長の説明がありましたけど、おかしいですよね、これはね。この状態で契約して、もし契約がこのままできんかったら、この状態で建ててしまうのかですよ。

それから、今、交渉をしているとおっしゃいましたですね。大体その交渉には担当課の職員、係長、課長、副町長までとか、その辺まで行ってしていられるんですかね。その辺の交渉の経過等をもう少し詳しくお願いします。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

おはようございます。ただいまの質問で、契約の見込みといいますか、それについては、 現在、本人さんとも交渉をしておりまして、今、本人さんの地権者の方のちょっと事業の都 合で若干おくれているということで、本人さんの了解は一応いただいて、農振除外の手続ま で行っておりますので、できれば9月いっぱいぐらい、できれば8月いっぱいに契約まで持 っていきたいということで、今、お願いをしているところでございます。

〇武富 久議長

交渉相手は、誰と誰が交渉に行くのか。柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

交渉は、うちの課長補佐、それと職員の小林と、それと私がちょっと本人さんが来られた ときに一緒に話をしております。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

少しつけ加えますけれども、その交渉相手というのが町内にいらっしゃらないわけですね。町外の方ですので、大方の了解を受けているわけですよ。本当のことを言いますと、ここの土地はいいけれども、また別の土地のことを相談をされているわけですね。そういう中で、そっちのほうがなかなか思うようにいかない、ここじゃないところの相談を受けておりまして、その辺がうまくいっておりませんで、ここのところまでまだ判こを打ってもらえないという形で、ここ自体を売るということについては了解をしていただいているわけですけれども、別の相談を受けているというのが現状でございます。なかなかこっちの方でないものですから、会いに行ったり、そしてまた向こうから来ていただいたりということで、交渉が難行しているということでございます。

〇武富 久議長

1番田中君。

〇田中宏之議員

交渉は職員で課長補佐と行っているということですね。

それから、町長の今の答弁で、別のところの条件をつけよんさるということですか。そういうことですか、ここじゃなくて。ここは大体了解はしとんさるということたいね。やってよかよということで。そいぎ、条件ばほかのところに何かつけよんさるということですか、その辺詳しくは言われんですかね、やっぱり。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

条件をつけよんさるというか、町に協力してもらえないだろうかと。ほかの、この方はもともとの地権者からここだけじゃなくて、いろんなところを買われているわけですね。その別のところの出入り口がないものですから、その出入り口をつくるために、地元の皆さんに協力をしてくださいということをお願いしてくださいという形で言われておりまして、その辺がまだ地元との話し合いというのが100%同意が取れていないということで、また延びていると。しかしながら、近々契約のほうに結びつけられると思っておりますので、その辺は御理解をお願いいたしたいと思います。

そういう中で、先ほど副町長が言いましたように、4月から仮契約をしていただいている

方には、やはり早く金を払ってやらないと、仮契約をした意味がありませんので、ここ自体 はどうしても必ず取得できると思っておりますし、またここは駐車場の用地になる予定です ので、後から購入しても、この造成等には影響がありませんので、こういうことで幾らかで も早くしないと、日程的に間に合わないという形で今回お願いをしたところでございます。

〇武富 久議長

1番田中君。

〇田中宏之議員

町長、しかしですよ、平たく言えば条件をつけよるということたいね。そういうことを飲んで、今後こういうとを交渉するに当たって、若干問題にならんですかね。その辺ちょっと 心配ですけどね。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

町に何も土地をあっせんしてくれとか買ってくれとか、そういうことではないわけですね。 ただ自分が入り口をつくりたいので、ここの地区じゃないわけです、別の地区なんですね。 町内の別の地区のところの入り口あたりを相談できないかということを相談をされているわけです。しかしながら、相談には乗ってやらないと判を打ってもらえないものですから、今相談に乗って、地元の方あたりと話し合いをできるように今してやっているというところで、向こうの土地を買うものですから、買う人の――売らないと言われれば困りますので、条件といいますか、要望を協力をしているというところでございます。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

町長、私も田中議員の言いんさっとに、ちょっと不思議かなという感じがしたんですよね。 例を挙げて申しますと、今、カントリーの道路ですけどね、城ノ井樋から東分に抜けてのカントリー道路もそうですけど、1件だけあそこで東分の方がずっと用地交渉に応じられなかったんじゃなくて、あの方も地区内に土地を、代替地を要望されたわけですよね。それがかなわんもので、判こをずっと押しとんさらんで、あれは2年ぐらいかかったですかね、道路が完成するまでにですね。あの間、きれいなあの道路が一画だけが2年間片道の道路で、全 然道路機能を果たさないというか、何でこれだけきれいな道路なのにあそこだけ。それで、 ふたをあけてみてあれしたら、その用地の方が悪者になっとったですけど、中を聞いてみる と、その方は地区内に代替地をお願いできんだろうかというふうなお願いをされとったらし かですもんね。それができんものですから、ずうっと延び延びに。

まさしく今、田中議員が質問されたように、この用地を取得するに当たって、そういった お願いをされているということであれば、何か契約が先延ばしになってしまうんじゃないか なという気がしてならんとですよ。

それで、先ほど副町長が言われましたけど、4月の仮契約、その段階から4、5、6、7、3カ月ばかりたっておりますけど、その間でも全然先に進んでいない。なおかつ今回、仮契約された方については、お金を早く払ってやりたいというふうな、町の考え方もわからんことないとですけど、大体町が今まで用地交渉あたりして、難行なところと言うぎいかんですけど、そういったクレームがついたところについては、もう諦めた経過が幾つかありますよね、町長。社会体育館のときもそうだったと思うんですけど、何名かは合意されとって、若干何名かが反対されたおかげで、もう次のところにぱっと移行した経過があると思うんですけど、私は本当であれば今回、臨時議会でも開くんであれば、一括して全部契約ができるような状態になって、この提案が出てくるかなという気がしたんですけど、そこら辺の経過というか、今後ですよ、そこだけは盛り土をせんで工事ができるものなのかですよ。幾ら駐車場というても、この図面を見とって、この間だけ盛り土をせんで、工事が果たして進むのかですね。そこら辺はちょっと不思議でたまらんとですけど、そこら辺、どがんでしょうか。建設課長、ここだけ、白い枠だけをあけて、外側の周りのところだけ盛り土工事なんかできるとですか。そこら辺、答弁をお願いいたします。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

当該用地の盛り土工事ということでございますけれども、その分を残した形で造成という のは可能だと考えております。

それから、ちょっと今回、臨時議会までお願いして、ちょっと普通なら9月の議会でもよかったかもわかりませんけれども、契約の後に農業委員会のほうにかけなければならないということで、できればこの分だけでも9月の農業委員会にかけて、10月許可がおりて、10月

からでも造成のほうに入りたいということで、ちょっと1カ月ですけれども、なるべく早目 にということで、今回、議会のほうにお願いした経緯もあります。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

これは農振除外にはこのところはもう既にかかっとっとですかね、かけてありますか。

それで、今、例えば、この方がいつまでも了解に応じらんやった場合、この田んぼに行く道というのは、もうなかですよね、この図面で見てですよ。そういったところで、やっぱり活用のないような田んぼであって、そこをあえて今回、契約にでも応じんさらんというところは、私どもから見っぎ、これは難航するじゃなかろうかという心配があるとですよ、正直言うてですよ。そいけん、そこら辺のほかのところの要望あたりを聞かんぎんた、あれせんというふうな交渉の仕方は町は絶対あったらいかんと思うとですよね。そこら辺のお願いを聞く、聞かんというならですよ。ここをあくまでも町としてお願いしよるとに、土地ば幾らでも持っておるけんが、よそのあれをちょっと便宜を図ってくれなんかは、そこら辺は交渉に持ち込むこと自体が私はそがんとを飲みよるぎ、そがん事例をつくったら、いっぱい出てくると思うとでけど、そこら辺、町長どうでしょうか。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

いろいろ御心配をかけておりますけれども、今までの例とはちょっと違うわけですね。今までの体育館をつくるときあたりは、仮契約とかなんとかは何もしていないわけですね。ただ、当たってみたらだめなようだったので、ちょっと別のところに変えたとか。そしてまた、道路のときも、一応そこはそこの土地の買収に応じてもらえなかったということで、ここの土地の買収には応じる気持ちは十分持っていらっしゃいます、この方は。しかしながら、また別の要件で町に相談を今されているというところで、もうしばらく待ってくださいという形でお願いをされているわけです。ですから、やっぱり一日でも早く予定どおり工事を進めるためには、こういうふうな臨時議会でも開いてやらないと、工事が年度内に予定どおりできないというところでありまして、そしてまた、本当に一番早い人が4月の末です。その後、逐次ずっと契約をしていったわけですけれども、最後にこの人が今のところ残っていると。

そういう中で、この人1人を待っていくと、いつまでたっても工事着工ができないし、設計等もできないというところで、今回、この土地、皆さんにお願いをして、とりあえずここだけを先行して買収をすれば、あとの事業がスムーズにできますので、そしてまた、ここは近いうちに必ず買収をすることはできると思っておりますので、その辺は御理解をお願いいたしたいと思います。

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

先ほど来からこの用地買収の件で白いところばっかり一応契約されないということで、今話になっていますけども、町長に伺いますけど、これは本当に、ここは売るけれども、ほかの用地を相談に乗ってくれという話なんでしょう、今聞きよれば。それの条件つきでなら、この土地印鑑押しますというような話でしょう。今話聞きよれば。そういった条件つきの話を相手がもし町がそれに乗らんかったらどがんなるですか。契約不成立じゃなかですか、そこら辺は。町長、契約してもらうと確信があるとですか、まずそこら辺をちょっと聞かせてください。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

この方は、ここの土地を売りたい気持ちは十分あられるわけですよ。しかしながら、ほかのことで町に相談を受けていると。だから相談に最初から乗らないというわけいきませんので、とりあえず相談に乗ってやって、そしてできるかできないか、別のことの相談ができるかできないかを見きわめた上で、最終的には必ず売っていただけると私は思っております。

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

仮にこれが契約できなかった場合、この用地のここに町営住宅建設予定をされていますけれども、建物自体の面積そのものはどれぐらいの規模ですか。まずそこら辺をちょっと伺わせてください、建物自体の規模を。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

建物の規模ですかね。規模については、今、白く塗ってある、抜けているところですね、 それから南のほうに建物を東西に2棟建てる予定でございます。そしてあとは公園、駐車場 等でございます。

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

一応、計画としては、この白塗りのところも建物の計画に入っているという条件ですか。 (「駐車場」と呼ぶ者あり)駐車場ですか。もし契約に乗らんかった場合は、この条件で建 てられるとですかね、建設されるとですか。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

一応、建物を建てるのは可能でございます。しかしながら、町としては、本人さんの一応 了解をいただいておりますので、最終的には契約できるものと思っております。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

今までるる議論があっております。本来、この土地取得について議会の議決を必要とするということになれば、その計画に添って、その一団の土地全部を議会にかけるというのが筋ではないかと思うんですよね。あえて交渉中というのを聞きました。ただ、ここだけを外して議会にかけられた理由わかりますけど、なぜここだけ外して臨時議会までして急いでされるのか。支払いの問題も言われました。支払いの問題も言われましたけど、契約の手順といいますか、この用地の相談の仕方として、方法としては、やはり全員が一致同意をして、同意を得た上で同一日に契約をしていくといったのが理想というか、そういった形で進めるべきじゃないかなと思うんですよね。仮に早く売りたいという人がおると。その人については、ほかの人の1件の同意が取れないとすれば、その間は耕作をしてもらうと、今までどおりですね。だから、不利益は与えないわけですね。だから、そういった用地交渉の手順として、

こういった一団の土地ということになれば、同一日に契約をして、そして議会にかけるべき じゃなかったかなと思うんですけどね。それは手順の問題です。それは私の意見です。

まず、この町営住宅建設関係を全協のとき、あるいはこの本会議場でも質問もあっております。私が感じるのは、なぜ町営住宅建設をこんなに急ぐのかというのが、ちょっと疑問に思うわけですね。この町営住宅を建設するに当たっては、小田地区振興委員会というのもありますし、この町営住宅を核とした全体的な青写真をつくって、もっと時間をかけてすべきじゃなかったかなというふうに思うわけですね。そういうふうに私は思うんですが、あえてこの用地だけをどんどんどんどん進めて、計画はまだはっきり提示はされていない中で、私たち議会に提出されていない中で、なぜこんなに急ぐのかというのが私の疑問であります。

〇武富 久議長

山中副町長、答弁を求めます。

〇副町長(山中秀夫)

井上議員の質問にお答えしますけれども、予算を立てるときから、平成27年までに補助金の関係で完成をさせるんだということで、工期的なものを初めから計画をしたことを説明していると思います。そういうふうな中で、用地がさばけないと、やっぱり設計がおくれ、設計がおくれれば、来年の補助金の申請がおくれ、ずっとおくれてくるわけですね。そういうふうな中で、27年までという線を守りたいと。要するにそういうふうなことで言っておりますので。そこでまず一つは用地を焦がったと。

それと、普通、用地は道路ですれば、全部一、二の三で、契約をしてから道路をかかっているわけじゃなくて、道路のときも用地が契約ができたところから工事もしたりとか、いろいろ工夫をしながらしています。そしてここにつきましては、先ほど建物について、直接関係のない、要するに駐車場でいいということですので。そしてまた、ここは農振除外提案もされています、本人も確認もされていますし、当然売るということで確認をされていますので、今現在つくってもおられませんし、ただ、ちょっとこちらの方じゃないものですから、先ほどから言われていますように、ほかの土地の、若干入り口のところ、ちょっと相談をされているんですけれども、そこのところでちょっと時間がかかっているというふうなことから、そういうふうになっています。ですけども、この件についてもすぐできるという、交渉の内容で、私たちは早目にしたほうがいいということで思っております。ですから、井上議員が言われるように、一、二の三で契約ができるということは、今までもしていなかったし、

道路もできるところからしないわけですよね。ですから、ただ、何でも交渉というのは行ってからすぐ契約をするし、行ってから3カ月ぐらいかかる。今の早い人と遅い人と3カ月ぐらいかかっていますけども、一遍で契約するということは、ちょっと普通はしていないと思います。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

契約のあり方について言われましたけど、道路の場合はどうしても地域振興を考えれば、この道路は必要だということで計画を立てて、そして地権者におろし、そして用地交渉が成立しないところがあります。ただ、それは時間をかけて、これがどうしてもその場所じゃないといけないということで道路計画をするわけですね。この今回の公営住宅、一団の土地でありますけど、先ほど西原議員も質問しておりました、その一団の土地を用地買収するとなれば、中学校体育館の西側の例ですけど、全体的な計画説明をして、1人でも賛同が取れないとなれば変えるといった経過もあったということです。

だから、ここは道路と違って、やはり全体的な同意を取った上で進めていくべきじゃないかと、議会にもそういうことでかけるべきじゃないかというのは私は思います。道路とは今回の場合ちょっと違うんじゃないかと思います。

それと、急ぐというのを言われました。当初予算あるいは前年度の補正予算で用地買収を しないと先に進めないと。27年度までに完了させんばいかんということですけど、この公営 住宅の補助事業が27年度で終わりということから、これが27年度までどうしても開通させな いかんと。そういう逆算すれば、急がにゃいかんということなんですかね。

〇武富 久議長

ちょっとよかですかね。補助金がおくれるということやけん、財政面からちょっと説明を してくれんですか。結局、補助金がおくれるとかいうような、結局、副町長が答弁を今度せ んぎ、補助金がおくれるということ言いよる。そいけん、一つの財政計画の中で、どういう ふうになっとるかということをちょっと。一つの事業。山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

社会資本総合整備事業が、おおむね3年から5年ということになっていまして、その5年 が来るのが27年ということですので、また延びる可能性もあるかもしれませんけれども、初 めから27年度までとわかっているやつをあえておくらせて、もしかからなかったらどうする かということもありますので、やっぱり補助金を法律に合った期限内で済ますような計画を 立てるのが執行部としては、それが筋だと思っております。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

社会資本整備総合交付金とありますね。これは聞くところによると、平成22年度に創設され、これ民主党政権のときに創設されて、いろんな事業がある中で融通をきかせていこうと。 そういう中で5カ年計画を立ててやりなさいということであります。

ただ、この町営住宅の補助は法律で定められた、法律で公営住宅をつくっていきなさった、各自治体はですね。低所得者のために住宅を供給せにやいかんということで、各自治体も公営住宅をつくる義務があります。それに基づいて公営住宅をつくっていくとなれば、国から補助をしますという、それは公営住宅法に基づいてされていると思います。それはもう全国どこでも公営住宅、老朽化して、これから建てかえをしていく時期に来ております。これが27年度で終わりということはまず考えられない。これは計画変更も可能だと思うんですよね。だから私はもう少し、こんな急がなくて、しっかり計画を立ててすべきじゃないかと私は思っておるんですよね。その辺の27年度までというふうなスケジュールでいかれておりますけれども、その計画をもう一回、私は町営住宅建設を反対するものではありません。ここの用地について、ここでいかんというものでもありません。ここで建てれば活性化につながっていくと私は思います。ただ、手順として、27年度に間に合わせにやいかんという当初の計画であるんですけど、もうちょっと内容を十分に吟味をして計画を立て、小田地区全体の計画を立て、時間をかけて、27年度にとらわれず、もう少し後に延ばしてもいいんではないかなというふうに私は思うんですけれども、その辺、町長、考えをよろしくお願いします。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

井上議員が言われることですけれども、27年度で今回の交付金が一応今のところ終わるわけですね。だから、その後が絶対できるという、その交付金ができるということはまだ決まっていないわけですね。今、その補助金があるうちに、交付金があるうちにやるというのが

町益にかなうわけですよ。だから町益にかなうことを、これは当初予算のときから皆さん方にお願いをし、こういうふうな形で27年度までにつくりますので、そしてまた、ここの土地でやりますということでお願いをし、当初予算を皆さん方が御理解をいただいたわけですね。そういう中で、今回、町としても進ませていただいているわけです。それを今さらまた延ばすということになれば、国、県との対応もありますし、そしてまた、仮契約をしていただいている皆さんにも本当にやるのかと。逆にまたその中から反対でも出てきたら、そんなにいつまでも金を払ってもらえないんだったら売らないという人たちが出てきたら、それこそ困るわけですね。私たちは皆さんに相談をしながらずっとやってきたつもりでありますし、これからもここの人も何も売らないということは言われていないわけです。売るのは間違いなく売っていただけるわけですので、もうしばらく待ってくださいというところですので、その辺は御理解をいただいて、先に進ませていただきたいなと思っているところでございます。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

私はここの土地について、ここに公営住宅を建てるというのは、私は大変いいことだと思っております。その用地交渉について、私が言ったのは、手順的にもうちょっと考慮が必要であったじゃないかという、それは私の意見でいいんです。その用地交渉についていろいろ言っているわけじゃありません。ただ、町長御答弁ありました、27年度までが交付金の補助期限みたいなことを言われましたけど、そういうことはないと思うんですよ。(発言する者あり)いやいや、それは私が調査をした結果、私の意見を言っておるわけです。だから、その辺は補助期間については考慮されて、もうちょっと調査をされていいんじゃないかという私の意見であります。

〇武富 久議長

井上議員、この計画を練り直せということかね。3番井上君。

〇井上敏文議員

いやいや違う、私が言いよっとは、町営住宅は町営住宅として、私はもうちょっと上小田 全体のこの町営住宅を核とした、もうちょっとこれだけ単品で急ぐんじゃなくて、全体的な 計画をして進めるべきじゃないかなというふうな……

〇武富 久議長

ということは、大きな計画を立てながら、一応白紙に戻して練り直してせろということで しょう、あなたの今の意見は。そういうふうに聞こえるけん、町長その点、答弁をお願いし ます。3番井上君。

〇井上敏文議員

いや、練り直しじゃなくて、ここに町営住宅を建てて、その周辺の道路整備をどうしていくかですよ、そういうこともあわせながら、それについて建物の配置計画も決まってくるわけですね。そういったこともあわせながら計画をしっかり練っていかれたほうがいいのではないでしょうかという私の意見であります。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

井上議員はそういうふうなお気持ちだと思うんですけれども、今まで事業をされてきた中で、用意周到でした部分ばかりはないわけですね。補助金が急に来たものですから、これを しようというふうなことでぱっとして、非常にばたばたでした事業がいっぱいあります。

そういう中で、それは何で急いでしたかというと、補助金という一般財を出さんでいい、 国の金を使っていいメリットがそういうことをさせているわけですので、この回も当然、補助が延びるかもわからんと言われていますけれども、うちのほうは、ここは確実に買えるんだという、本人さんとの話の中でしているわけでございますので、そこは執行部の交渉をした者について信用していただきたいと。そうしないと、いつまでたっても工事にかかれなくて、工期がおくれることが執行部として一番のマイナスになるという判断のもとですので、その辺は御理解をしていただきたいと思います。

〇武富 久議長

3番井上君。

〇井上敏文議員

あと1件残っている用地については、精力的に用地交渉に努めていただいて、契約ができるように祈っております。

以上です。

〇武富 久議長

4番坂井君。

〇坂井正隆議員

井上議員とは違う感じで質問いたしますが、27年度までというふうなことで、目標管理をされながら事業を導入されたと思うわけです。そういう中で、この白だけがちょっと残ったということですけれども、27年度までに絶対この工事計画を完成させたいということであれば、ここだけ残すのじゃなくて、用地交渉に対してもう少し回数を、遠いとか、そういうとは理由じゃなくて、回数をふやして、例えば、課長以下、部下がそろって交渉に行ったということですけども、そういう報告を受けたときに、臨時議会まで開いて契約を1つ残してしようという中に、やっぱり臨時議会前にもう一回も二回も行って、やっぱり課長だけではいかんの、副町長あるいは町長あたりも乗り込んで、残すことなく用地の交渉というか、用地の取得ができるような努力が少し足らなかったのじゃないかと思うわけです。27年度まで、27年度までというふうなことで予算がそこまでしか現状ではつかないという中では、それはお二人とも非常に忙しい公務多忙な職責ではあるとは思いますけれども、その辺はやっぱり課長が手を余すようなことであれば、やっぱり副町長あたりも、よし俺が行こう、俺を連れて行け、俺が行って話しゅうだいというふうなことであれば、やっぱり町のトップが来れば、この地権者も少しは変わってくるのじゃないかと思います。

それともう1点は、この白が残った部分については、いつまでになるかわかりませんが、 この方の囲繞権というのが発生すると思います。その辺の囲繞権の設定というのはどういう ふうに考えておられるかですね。

もう1点は、大川内呉服店から小田ショッピングまでの間に道がありますけれども、その4分の3ぐらいは用地買収、この住宅建設に伴って用地買収というふうなことになっております。こういう用地買収に伴って、この道路の拡幅も考えておられるのか、そこをお願いします。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

道路については、過疎事業とかなんとかの対応ができるというふうなことも考えております。そういうふうな中…… (発言する者あり) 前んとは何やったですか。

〇武富 久議長

誠意が足らないじゃないか。用地交渉に対する。山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

済みません、それは私もそういうふうには思いますけれども、本当その辺は御指摘を受けられても仕方ないかなと思っております。ただ、担当のほうから、ここでこうしよるけん、もうちょっと待ってくださいということで、要するにそれはその人との本人との交渉じゃなくて、地区との人の話ですので、その話もきょうやったですかね、話をして進めていきたいというふうなことも言われておりますし、その辺は用地をこじっておられるわけじゃなかったものですから、その辺まで出ていかんでもいいよというふうなことだったものですから。ただ、こういうふうに進めていけば、もう坂井議員が言われるようなことで、そういうことも必要じゃないかなと思っております。それで、その辺はもっと早く行くべきじゃなかったかということで理解しています。

道路整備については、先ほど申しましたように、過疎事業等でもできるんじゃないかと思っております。それで、この辺も住宅ができないと、どういうふうな形になるのかわからんし、仮につくったにしても、ここに真っすぐつくったがいいのか、違うところにつくったがいいのかということも非常にまた井上議員じゃないですけれども、この辺の地区のことも考えながら、道路ばするとしたら、していかにゃいけないと思っておりますので、とりあえずは住宅の移転をということで思っておるところです。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

ただいまの利用権設定についてでございますけれども、(「囲繞権です、囲繞権」と呼ぶ 者あり)

〇武富 久議長

囲繞権で知っとっですか。(「囲まれたところ、団地が進入路もなかわけです。その辺の 対応というか」と呼ぶ者あり)山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

済みません、ちょっとこっちが勉強不足でごめんなさい。この方は売るということでありますので、そこまでのところは考えておりません、今のところですね。もう売っていいよとは言われていますものですから、そこまで売らんやったときにはどうするんですかというこ

とは、今のところうちとしては考えていないし、先ほども言いましたように、早ければ9月 内でもできればというふうなことで思っておりますものですから、その辺は町の交渉を見守 ってほしいと思っておるところでございます。

〇武富 久議長

4番坂井君。

〇坂井正隆議員

27年度までということですので、性格的に副町長は焦がり坊主というふうな、私の現役のときからそういうふうな感じで性格的には少しは知っとったかなと思いますけど、少しは私はゆっくりよりも、もう決まった期間でございますので、少し焦がっ交渉回数もふやして、遠い遠いと言わなくても、町長あたりは東京まで行くと、そがん遠なかですよと思っておんさっこっちゃいもわからんけんがですね。県内のことですので、それなりに回数をふやして誠意を見せながら、早く用地の取得ができるようにしていただきたいというのが私の願いでもあるところでございます。

以上です。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

そのようにいたします。

〇武富 久議長

ほかに。町長。

〇町長 (田中源一)

坂井議員が言われることは、本当に何回も交渉に臨みたいと思います。私や副町長も行く 用意はいつもいたしておりますので、担当のほうにも言っておりまして、これまでも4名、 今、仮契約をしているわけですけれども、出て行ってお願いをしたところもありますし、そ してまた、今回は本人はもういいと言っていらっしゃるわけで、ほかの地区に今お願いとい う形で、私が行かなくちゃいけないときには、いつでも呼びなさいということで今言ってお りますので、できるだけ早い機会に交渉を終わらせたいと思っております。

〇武富 久議長

8番古賀君。

〇古賀 戍議員

副町長が焦がりかどうか、そういうことは知りません。そういうことはどうでもいいことでございまして、私はずっとさっきから聞いておりましたけれども、なぜ臨時議会を開かなければならなかったか。そして、こうこうこうこうこうこういうことで開かなければ、逆算していけば、27年度完成する、27年度交付金。これは農業委員会等も9月にありますので、あるいは仮契約をした人に支払いがおくれるから等々ということで、こういうことで臨時議会を開かなければならなかったからというような説明が、どうも執行部の説明が議会に対して、議員に対して説得力がない、説明がまずい、そういうことから、こういうことになってきているんじゃなかろうかというふうにさっきから聞いておりまして、何かそういう気がいたします。

やっぱり執行部が9月には農業委員会があるから、これに間に合わさなければならないと。 そのためには臨時議会を開かなきゃならなかったと。あるいは契約した人をそのままいつま ででもほっとくわけにもいかないし、後日またいろいろせっかく契約した人が支払いがおく れたからというふうなことになってはまずいから、早く仮契約した人も早く支払ってあげな きゃならないと。あるいは27年度完成するためには、逆算していけば、今回、臨時議会を開 かなければならなかったと。そういうことで、ずるずるとじっくり構えて、この白いところ をあれしていきよったらおくれるし、総体的におくれるから、27年度完成も難しくなってく るということで臨時議会を開いたと。その辺の執行部の説明のまずさ、議会議員に対する説 得するまずさ、そういうことじゃなかろうかというふうに私はちょっと今のあれを聞いて、 やっぱり臨時議会を開いて、9月の農業委員会に間に合わせて仮契約の人にはあれするとい うことだから、この臨時議会で通さなければならないんじゃなかろうかと、私はそういうふ うに先ほどから聞いて考えております。

問題は、議員が今いろいろ質問されている、特に井上議員は前任者であり、いろいろ心配されて言われているのかなと。前任者が心配しておれば、我々もっと心配するわけですよね。だから、その辺の説明をしっかりして、この議会に通してくださいと、そして立派な町営住宅をつくりたいと、そういう説明を――仮にこの白い部分が問題はないと、そういうことを説得して副町長、もう一回説明をしてくれませんか。

〇武富 久議長

山中副町長。

〇副町長(山中秀夫)

今、古賀議員のほうから詳しく御説明されたように、ほとんど古賀議員の言われるとおりです。そういうふうな中で、国の経済対策の3月の補正で、この分は出しておりまして、繰り越し等もできないというふうなこともありまして、そっちのほうも急いでいたということでございます。それで、私の話し方がちょっと悪かったかもわかりませんけれども、内容的には先ほど古賀議員が言われたようなところでお願いをしているということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〇武富 久議長

9番西原君。

〇西原好文議員

再度ちょっと聞きたいんですけど、先ほどより間違いない、間違いないということで言ってもらっているので、議員もそれを信じるしかないんですけど、町長、地元の人じゃないわけですよね。私どもが一番今回心配したのは、地元の人だったら、ある程度の圧力がかかるわけですよ。ここ1件だけ用地買収が済んどらんけん、契約金ももらえんばいというふうな圧力的なものがかかるわけですよ、土地を売買するときにですよ。でも、先ほどから言われるとおり、地元の方でもない、なおかつあっちこっち町内に土地を保有されているというふうなことで、ここを売らんなら売らんでもよかというような立場の人なわけでしょう、今度買われる方がですよ。そいけん、そこら辺で私どもは本当に工期内と言うぎいかんですけど、町が計画されている町営住宅の整備をする段階で契約ができるんだろうかというような心配をしよるわけですよ。

私ども勉強をします。確かに勉強会もしました、今回もですね。そうですけど。そういった中で、本当に今回、この白い土地がすんなり契約ができるんだろうかというような疑問が大分出てきたわけですよ。大体土地を見れば、誰々さんの土地というのは農業をされている方は大抵わかります。いろんな今まで、過去の経過あたりもわかります。そういった中で、議員が勉強した中で、本当にこれがすんなり契約が進むだろうかというふうな疑問も湧いたのも確かです。だから、町として、今、古賀議員が言われるとおり、いつごろまでには必ず契約にこぎつけますよというふうな確信のあるところを、確信というか、町長の口から、いつごろまでには必ずもう契約しますからというふうな、そういう言葉を聞ければ、私も不安というか、そういうのはなくなるわけですよ。そいけん、そこら辺で町長どうでしょうか。

例えば、工事着工する前には契約を必ず進めたいというふうなことで言ってもらえませんか。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

これは相手のあることですので、絶対いつまでということが言えるかどうかはわかりませんけれども、できるだけ早い機会に私も地元等に出て行ったほうがいいときには、その地元に出て行って、逆によその人ですので、地元の方がなかなか、出入り口の土地の人はいいと言われているんですけれども、やはり近所に聞いてくださいというような形で、今、待たれておりますので、その辺はできるだけ早い機会に、工事が始まる前には必ずこの契約にこぎ着けたいと思っているところでございます。

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

最後にもう1点だけお伺いしますけど、こういった用地買収に係る事前調査あたりはどういうふうにされたとですかね、私、そこら辺をちょっと。こういった建設予定の土地購入に対して、事前調査なんかされたと思うんですけれども、そこら辺はどういったことでやられとったですかね。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

事前調査ということでございますけれども、当初、ここを、場所を決定する段階において、 地権者の方の了解を得て、まず農振除外をしなくてはならないということで、地権者の方に 協力をしていただけるかどうかを確認したわけです。そして皆さん同意をされて、農振除外 に応じてもらったということで、今後、1件できていませんけれども、その時点で、当初か ら協力はしますということで聞きましたので、了解をもらっておりますので、そういうこと で、この場所に決定をして、今進んでいるところです。

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

いや、先ほど来から話を聞きよったら、この白枠の方はこっちの人じゃないという話でしょう。だから、そこら辺の事前調査あたりが地元の地権者か、遠くにおられる地権者か、そこら辺の下調べはされたですかと私は聞きたかとですよ。

〇武富 久議長

柴田建設課長。

〇建設課長(柴田敏彦)

当然、地権者の方は調べた上で相談をしております。

〇武富 久議長

2番大隈君。

〇大隈敏弘議員

だから私が言いたいのは、地権者の方はこっちの人じゃないから、こういった問題は発生してきたり、いろんな問題が、判こ打つか判こ打たんかの話になってくるわけなんですけどね。実際、地元のまずそこの事前調査のあり方の問題ですよね。そいけん、そこら辺はどがん今後、やっぱりこういった問題が今後も発生しないとも限らんわけなんで、そこら辺の事前調査のあり方をもうちょっと今後考えてほしいなと私は思っているんですけど。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長(田中源一)

よくわかりましたけれども、一応事前調査というか、事前にその方にもちろん担当がお会いして、こういうふうに、もちろん町外の方ですけれども、その方にお会いをして、こういう農振除外をいたします。そしてまた、ここに町営住宅をつくります。それで御理解をお願いしたいと、協力していただきたいということで、協力しますと言っていただいておりますので、この工事が始まっているところでございますので、その辺、御理解をお願いいたしたいと思います。

〇武富 久議長

ほかにありませんか。5番池田君。

〇池田和幸議員

今いろいろ話出ていましたけれども、ちょっと1つだけお願いで、その1人の方じゃなくて、今度契約をされた4人の方に対して、いろいろ今回、さっきほかの議員が言っていまし

たけれども、誰の土地というのがわかるようになると思いますので、配慮をぜひしていただきたいと思います。誰かのために進まないとか、そういう話になってくるかもわかりませんので、せっかく同意を得られた方に対しての配慮をぜひお願いしたいと思いますけれども。

〇武富 久議長

田中町長。

〇町長 (田中源一)

十分に配慮をいたしてやっていきたいと思います。

〇武富 久議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第39号 土地の取得については原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第40号

〇武富 久議長

日程第4. 議案第40号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

〇西原好文議員

今回、保育園給食調理室空調機改修工事105万円ほど上がっておりますけど、前回の議会以来、幼稚園、保育園、いろんな改修工事を計画されとって、その前に給食室あたりのボイラーあたりも計画されておりましたけど、これは新たに出てきた、急遽出てきたものなのか、

そこら辺ですね。ずっと今後こうやって出てくるものなのかですよ、そこら辺をちょっとこ ども応援課長にお伺いしたいんですよね。

〇武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

〇こども応援課長(鶴崎智子)

西原議員の御質問にお答えいたします。

今回の保育園の給食室の空調ですけれども、突然、支障が出てまいりました。実際に平成 11年の落成からずっとこれを使っております。現在、出力が調理室のほうは冷房能力が2.3 から5.6キロワット、それと暖房能力に関しては2.5から7.1キロワットでございます。実際 に給食室のほうの温度が、調理開始のときは24度ぐらい、26度とか、そういう感じなんです けれども、ちょうど一番調理の真っただ中、ガスを使ったりいたしますので、その時点の室 温が34度から35度ぐらいまでに上昇をしておりまして、保健所等の指導におきましては、室 温25度、湿度80%をキープしないと食材が傷むというような可能性があります。特にこの集 団給食というのは、細心の注意を払わないといけません、異物が混入してもいけないし。そ れと休憩室のほうも、このほうは本当に前もちょこちょこと修理をしておりましたけれども、 いろいろ排気等の掃除とか、しょっちゅうやってはおります。それでもちょっと、これも15 年目を迎えているということで、冷房能力が2.2キロで暖房が3.2と、とにかくこれはすごく 力が弱いというようなところで、給食の調理をされている方は、実際はきちっと白い服を着 てしないといけない状況ですけれども、この温度のために到底それがちょっと大変だという ことで、Tシャツのほうで調理を進めていいでしょうかというふうな許可を私のほうにとり に来られました。この方々の健康のほうも私のほうとしては配慮をしないといけない。特に 園児のことがまず一番です。

今、夏休みに入っております。3歳以上は当面は学校給食のほうをいただいているんですけれども、夏休みになりますと、全部、保育園のほうで調理をいたします。実際は休み前までは31食にする分の、今は95食をやっております。それと、やはり食器の乾燥機、冷蔵庫等から発する熱で、なかなか温度も下がらないという状況なので、全てのことで早急に緊急にお願いをしたいということで、今回、提出をさせていただいております。

今後、保育園等は下屋を出したりとか、そういう改修等はしますけれども、給食室に関しましては、ここをしていれば、あとは心配はなかろうと。いろいろ乾燥機にしても、冷蔵庫

にしても、ずっと急遽かえていただいておりますので、それは問題ないかなと思っております。

以上です。

〇武富 久議長

鶴崎課長、答弁はもう少し簡潔にお願いします。9番西原君。

〇西原好文議員

そしたら、きょう可決すれば、早速休み期間中にでも工事をしたいという気持ちだろうと 思いますけど、この後、多分例会でボイラーのことについての話は出ると思うんですけれど も、やっぱりもう老朽化ということで考えてよろしいでしょうか。

〇武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

〇こども応援課長 (鶴崎智子)

済みません、一言それを先に言わなくちゃいけませんでした。老朽化です。よろしくお願いいたします。

〇武富 久議長

4番坂井君。

〇坂井正隆議員

鶴崎こども応援課長の答弁の中で、湿度が80%をキープと、この数字は間違いないわけですね。私たち湿度が80%というと、非常に不快指数といいますか、そういうふうな感じで、雑菌あたりが非常に繁殖しやすい環境じゃなかろうかねと思うわけですけど、その80%がちょっと引っかかりました。

それと空調の今まで説明がありましたけれども、煮炊きをするときは35度になるとか、いろいろありましたけれども、その辺の熱の収支計算をされての今回の機器の据え買かえといいますか、交換になるのかですね。はっきりとした専門家によって計算をされた上での機器の交換なのか、電気屋さんにお願いしただけなのか、その辺、お伺いいたします。

〇武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

〇こども応援課長(鶴崎智子)

まず、数字の分の室温と湿度ですけれども、これは保健所のほうに出向いて相談をして、

回答を得たのが、25度、80%です。

それと、この機械に関しましては、電気屋さんのほうで相談をしているということで、このワット数よりも出力を2.3馬力から4馬力ほどに上げることによって、この今の諸条件が緩和されるということを考えております。

〇武富 久議長

4番坂井君。

〇坂井正隆議員

その馬力を上げることによって緩和されるということの裏づけが、熱の収支計算をされた のかというのを聞いておるわけです。

〇武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

〇こども応援課長(鶴崎智子)

収支計算までは私のほうではやっておりません。それは電気屋さんのほうで相談をしただけのことでございます。

児童館等に関しましては、そういうところで熱量の計算を専門家にはしていただいておりましたけれども、この場所でしたので、やっておりません。

〇武富 久議長

ほかにありませんか。9番西原君。

〇西原好文議員

もう1つの法人税の割額の歳出還付金についての説明を、総務課長お願いいたします。

〇武富 久議長

平川町民課長。

〇町民課長 (平川智敏)

ただいまの御質問にお答えをいたします。

ちょっと企業名は控えさせていただきたいと思いますが、まず、税金の予定申告という制度がございます。予定申告で納めていただいた法人税割額、これが予定申告が12月にしていただいておるわけですが、これが確定申告、7月31日に上がってきた数値になりますが、その法人税割額が、予定申告の時点では425万2,100円ということで納付をしていただいておりました。7月31日の確定申告によって、この金額をお返ししないといけないということにな

りましたので、税金そのものが425万2,100円、それと還付加算金が10万4,600円ということで、総額435万6,700円、この金額を今回補正させていただいております。

以上です。

〇武富 久議長

7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

ちょっと今、関連してですけれども、これは1件なのかですね、数件になっているのか。 それから会社名は結構ですけども、業種、どんな業種なのか、ちょっと。名前を聞こうと いうことじゃなくて、例年、業種を聞きたいのは、今の景気状況をちょっと知りたいのと、 この会社が過去もこういう状態なのか、ちょっとそのあたりですね。業種が言えなかったら、 過去もこうだと、今回、こういうことに特別になったのかね、そのあたり。

〇武富 久議長

山中副町長、答弁を求めます。

〇副町長(山中秀夫)

業者は1社でございまして、職種は製造業でございます。製造って、いろいろありますけれども、物をつくるもの、食品関係の製造業でございます。

そして、また今までにこういうふうなことは、この会社はなかったと思います。

〇武富 久議長

ほかにありませんか。8番古賀君。

〇古賀 戍議員

今、町民課長が還付加算金10万円と言われましたですね。これをちょっと説明いただきたいと思いますが。

〇武富 久議長

平川町民課長。

〇町民課長 (平川智敏)

還付加算金と申しますのは、一応納めていただいた日の翌日、1月11日に納付をしていただいておりますが、1月12日から支払い決定をする本日8月8日までの日数に応じて還付加算金というのを税の制度としてお支払いをしないといけないようになっております。その金額がこの425万2,100円の本税額に対しての還付加算金ということになります。

〇武富 久議長

還付加算金というのは、どういうことかだけでしょう。

〇町民課長(平川智敏)続

利息部分です。

〇武富 久議長

8番古賀君。

〇古賀 戍議員

私、税に非常に無頓着で、それぐらいは知っておるつもりですけれども、10万円以上です ねよね。非常に高額ですけど、計算上、間違いございませんか。

〇武富 久議長

平川町民課長。

〇町民課長 (平川智敏)

間違いございません。

〇武富 久議長

ほかに。4番坂井君。

〇坂井正降議員

当初、425万円納付をされていたということで、今回、還付が435万7千円ということは、納付以上に還付をされるということですけど、大体、そいぎ425万円プラス利子の分の、足して435万円返しますよということですね。ここはもう税金はゼロやったということですかね。このほかに425万円のほかに納付を月々とか、何かそうで納められておったのかですね。

〇武富 久議長

平川町民課長。

〇町民課長 (平川智敏)

ただいまの質問にお答えいたします。

税金はこの会社は町民税でいう6号法人でございまして、均等割のほうは40万円いただい ております。法人税割がこの金額でございまして、決算の結果、ゼロ円になったということ で、法人税割の税金をそのままお返しするという形でございます。

〇武富 久議長

ほかに。5番池田君。

〇池田和幸議員

ちょっと財源について聞きたいんですけれども、今回、繰越金ということでされていますけども、合わせて500万円ぐらいになりますから、当然、予備費からの流用はできなかったと思いますけれども、この繰越金があった理由を少しお願いしたいと思います。

〇武富 久議長

相原総務企画課長。

〇総務企画課長(相原 守)

池田議員の質問にお答えします。

予備費から今回当然この還付金等についてもちょっと考えたわけですけれども、今回、臨時議会が開かれるということから、それと430万円程度の金額、高額ということもあって、今後また、今回の雨は降ったですけれども、災害等も含めて予備費が少額というか、残り30万円と40万円だということでは、災害等の対応はできんだろうということで、今回の臨時議会に一緒にお願いしたということでございます。

そしてなお、繰越金ですけれども、今、決算審査等行われておりますけれども、今回の決算審査によっての見込み額に対して、過去のずっと当初予算に100万円、繰越金を予算化しとったですけれども、今回の累計で、予算書にございますように2,842万5千円の補正後の繰越金を充当するという結果になります。

以上です。

〇武富 久議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第40号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第3号)は原案どおり可決と決しました。

これをもって本会議に付議された議案審議は全部終了いたしました。

これにて平成25年第4回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、平成25年第4回江北町議会臨時会は閉会いたします。

午前10時17分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年8月8日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書記